



市政記者クラブ所属各位

平成27年12月16日

福岡市の提案「スタートアップ法人減税」がついに実現へ！

本日、与党税制改正大綱が決定され、昨年来、福岡市から粘り強く提案してきた国家戦略特区における創業企業に対する法人税の軽減措置が新たに創設される見通しとなりました。

制度の詳細につきましては、今後、法令の改正に伴い明らかになる予定です。

福岡市としても、この新たな税制を最大限活用して、政府の成長戦略を実現し、ひいては日本をベンチャー精神あふれる「起業・創業大国」としていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。リスクをとって新しいビジネスにチャレンジする創業者の皆さまをお待ちしております。

記

<新たな法人税の軽減措置の概略>

- 福岡市をはじめ、東京圏・関西圏・愛知県など全ての国家戦略特区に適用
- 以下の要件を満たす法人が対象（主なもの、詳細は確認中）
 - ・ 特区の指定日（H26.5.1）以後に設立され、特区内に本店を有すること
 - ・ いわゆる岩盤規制の特例措置を活用し、IoT、国際、医療、農業の4分野で一定の革新的なビジネスを実施すること
 - ・ 特区法改正（今後予定）の施行の日から平成30年3月31日までの間に特区担当大臣の指定を受けること
- 会社設立の日から5年間、所得の金額を20%控除

※ 試算では、国税・地方税を合わせた、いわゆる法人実効税率は、福岡市で来年度約30%であるところ、対象法人については、24%台に下がる見込みです。

<別紙> 税制改正大綱(抄)

◇問い合わせ◇ 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所14階
福岡市経済観光文化局 創業推進担当
電話：092-711-4368(内線2595) FAX：092-711-4354 担当：福山

平成 28 年度税制改正大綱（抄）

平成 27 年 12 月 16 日 自由民主党・公明党

第一 平成 28 年度税制改正の基本的考え方

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(3) 国家戦略特区・国際戦略総合特区

国家戦略特区の「岩盤規制改革の突破口」という制度趣旨を踏まえ、大胆な規制改革によって生まれる革新的なビジネスの成長を支援するため、そうしたビジネスの担い手となる創業後 5 年以内の企業について、一定要件の下で課税所得の 2 割を控除する制度を導入する。

他方、国際戦略総合特区も含めた特区関係の税制のあり方については、区域の設定状況や各区域の事業の実施状況を見極めつつ、各税制措置の役割分担の整理や、特区に指定されなかった地域とのバランスの確保等の観点から、引き続き検討する。

なお、特区の事業が十分な効果を発揮するためには、国、地方公共団体及び民間事業者の緊密な連携が必要であり、事業推進のため、地方公共団体をはじめ地方における関係者の自主的な取組みが求められる。

第二 平成 28 年度税制改正の具体的内容

三 法人課税

3 その他の地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(国 税)

[新設・拡充]

(3) 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除制度の創設

国家戦略特別区域法の改正により法人の指定制度が創設されることを前提に、青色申告書を提出する内国法人で、国家戦略特別区域の指定の日以後に設立され、同区域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら特定事業（注 1）を営むものであって、国家戦略特別区域法の改正法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に国家戦略特別区域担当大臣の指定を受けた法人（同区域外の事業所において一定の業務（注 2）以外の業務を行わないものであること、その事業所に勤務する従業員の数の合計がその法人の常時使用する従業員の数の 20% 以下であること等の要件を満たすものに限る。）については、その設立の日から 5 年間、所得の金額の 20% の所得控除ができることとする。

(注 1) 本措置の対象となる特定事業は、国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業で、医療、国際及び農業分野の事業並びに「インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業」とする。

(注 2) 一定の業務とは、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）とする。

なお、この措置の適用を受ける事業年度においては、国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度及び国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度は、適用しないこととする。